

吉澤彩後援会 規約

第1条（名称）

本規約により設ける後援会の名称は、「吉澤彩後援会」（以下「本会」という）と称する。

第2条（事務局）

本会は主たる事務局を茨城県稲敷市羽賀 2412-1 の（有）ヨシザワライディングファーム内に置く。

第3条（目的）

本会は吉澤彩の馬術選手としての活動を応援し、物心両面から支援する事を目的とする。

第4条（事業活動）

本会は第3条の目的を達成する為に次の活動を行う。なお本会の事業に際し、馬術競技全体としての振興にも配慮する。

1. 吉澤彩の活動紹介
2. 吉澤彩と本会会員（以下「会員」という）を結ぶコミュニケーション活動
3. 吉澤彩の競技活動費用の寄付行為に関する事業
4. 関係諸団体との連携
5. 会員相互の連携
6. その他本会の目的達成の為の事業

第5条（会員）

1. 本会の会員は以下に該当する個人または法人で構成する。
本会の目的に賛同すること。
本規約に同意すること。
反社会的勢力及びその関係者でないこと。
過去に退会の通告を受けていないこと。
2. 本会に入会しようとする者は後援会に申し込み別に定める年会費の納入をもって会員となる。
3. 会員の資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続される。
4. 1項に示す項目に該当しないことが判明した会員に対しては、会長より退会を通告することができる。

第6条（会費・寄付金）

1. 本会の年会費は次のとおりとする。
個人会員 1,000 円
法人会員 5,000 円
2. 本会は寄付金を受け付ける。寄付の時期、金額は特に定めない。
3. 会費・寄付金を銀行振込・口座振替で払い込む場合の手数料は会員負担とする。
4. 会費及び寄付金は本会の口座にて管理する。吉澤彩より用途とともに依頼があった際に、依頼の金額を提供する。入出金については記録を作成し総会で報告する。

第7条（役員）

本会には次に掲げる役員を置く。役員は無報酬とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監事 若干名
4. 事務局長 1名

第8条（役員を選出及び任期）

1. 事務局長は会長より委嘱する。事務局長以外の役員は自薦他薦により、総会の決議をもって選任する。
2. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
3. 役員は、その任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第9条（役員の仕事）

1. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時または会長が欠けた時は、副会長がその職務を代理する。
3. 事務局長は、本会の会務を執行する。
4. 会計監査役は、本会の会計を監査し必要に応じ各会議に出席し意見を述べる。
5. 各役員は、会務上の必要に応じ顧問を指名し会務の執行の補佐を依頼する事ができる。顧問の指名については総会に報告する事。

第10条（役員会）

1. 役員会は役員をもって構成する。ただし会長が認めた場合には、顧問その他必要な者を参加させる事ができる。
2. 役員会は、会長が招集する。

3. 役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。
4. 役員会は次に掲げた事項の審議、決定を行う。
 - (1) 本会の事業方針
 - (2) 本会の予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則及び会員規約の改定
 - (5) 入会者情報の確認(本規約5条への該当性確認)
 - (6) その他必要な事項役員会の議長は会長が務める。
役員会の議事は、出席構成委員の過半数をもって決し可否同数の場合は、議長が決するところによる。

第11条（総会）

1. 総会は、役員を含む本会の会員をもって構成する。ただし会長が認めた場合には、監事その他必要な者を参加させる事ができる。
2. 総会は、年1回会長が招集する。ただし会長が認めた場合、臨時にこれを開くことができる。
3. 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。
4. 総会では次に掲げた事項を報告し、会員の承認を得る。
 - (1) 本会の事業活動
 - (2) 本会の事業計画
 - (3) 予算及び決算
 - (4) その他必要な事項総会の議長は会長が務める。
総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

第12条（事務局）

1. 本会の事業を円滑に行う為事務局を設置する。
2. 事務局の構成員は会長より委嘱する。
3. 事務局の規定は別に定める。

第13条（資産）

本会の資産は各号に掲げるものにより構成する。

1. 後援会費

2. 寄付金
3. 本会の作成する物品から生じる収入
4. その他、本会の事業活動に伴う収入

第14条（会計）

本会の会計について以下に定める。

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日とする。
2. 本会の会計状況は、年1回総会にて会計監査役より報告、承認を受けるものとする。

第15条（解散）

1. 本会は、吉澤彩が馬術選手としての活動を終了した後、すみやかに解散する。
2. 解散の時点で本会の資産がある場合は、総会でその用途を決定する。

第16条（細則）

本会則に定めのない事項は、総会において別に細則を定める。

第17条（設立・施行）

本会は2018年12月1日をもって設立し本会則は、同日をもって施行する。

第18条（会計年度に係る経過措置）

本会の初年度における会計年度は2018年12月1日より2019年12月31日とする。

制定・改訂履歴

版	制定・改定年月	改定内容等
1	2018年12月	後援会発足にともない新規制定